

ふじみ野市ホームページバナー広告・市報有料広告セット割引取扱基準

令和元年5月30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この基準は、ふじみ野市市報広告掲載取扱基準（以下「市報広告取扱基準」という。）に定める広告（以下「市報広告」という。）及びふじみ野市ホームページバナー広告掲載取扱基準（以下「バナー広告取扱基準」という。）に定める広告（以下「バナー広告」という。）の2つの広告期間が重複する場合において、当該バナー広告に係る掲載料を割引し、もってバナー広告の利用者数の向上を図るため、その取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(割引の対象者)

第2条 割引の対象者は、市報広告取扱基準第6条第1項の規定により市報広告掲載決定の通知を受けた者（以下「広告主」という。）とする。

(割引の条件)

第3条 広告主がバナー広告取扱基準第4条第2項の規定により申込みをするバナー広告の掲載期間と既に掲載の決定を受けた市報広告とが同時に掲載される場合は、当該月において、バナー広告に係る掲載料を割り引くものとする。

(割引額)

第4条 割引額は、バナー広告取扱基準第3条第2項に定める掲載料金の2分の1とする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、ふじみ野市ホームページバナー広告・市報有料広告セット割引の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。